

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 運営規程

医療法人社団京健会

さいきょうクリニック

2024-6

医療法人社団京健会 さいきょうクリニック

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 運営規程

目 次

第1条	事業の目的
第2条	運営の方針
第3条	事業者及び事業所の名称等
第4条	職員の職種、員数及び職務の内容
第5条	営業日及び営業時間等
第6条	サービスの内容
第7条	利用料等
第8条	緊急時・事故発生等における対応方法
第9条	苦情処理
第10条	通常の事業の実施地域
第11条	個人情報の保護
第12条	その他運営に関する留意事項
第13条	高齢者虐待防止について
第14条	ハラスメント対策について
第15条	身体拘束等の原則禁止について
第16条	衛生管理等について
第17条	事業継続計画の策定について

医療法人社団京健会 さいきょうクリニック
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 運営規程

【事業の目的】

第1条 医療法人社団京健会が設置する医療法人社団京健会さいきょうクリニック（以下「事業所」という）において実施する指定居宅療養管理指導（指定介護予防居宅療養管理指導）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある要介護者（要支援者）（以下「利用者」という。）に対し、適切な居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）サービスを提供することを目的とする。

【運営の方針】

第2条 事業所は、事業の実施にあたっては、利用者が要支援・要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して、その療養生活を支援し、利用者の心身機能の維持回復を図り、要支援者においては、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに常に利用者の家族との連携を図るものとする。

3 前2項のほか、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（京都市条例第39号）、「居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35号）等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

【事業者及び事業所の名称等】

第3条 事業を行う事業者及び事業所の名称、所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|----------------------|
| (1) 事業者 | 医療法人社団京健会 |
| (2) 事業所 | 医療法人社団京健会 さいきょうクリニック |
| (3) 所在地 | 京都府京都市右京区西院北矢掛町39番地1 |

【職員の職種、員数及び職務の内容】

第4条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 医師 1名以上（常勤・兼務）

医師は、主治医等がその必要性を認めた場合に、そのお宅を訪問して、療養上の指導等を行うことにより生活の質の確保及び向上を図る。

【営業日及び営業時間等】

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月31日から1月3日まで及び祝祭日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、土曜日は12時30分までとする。

【サービスの内容】

第6条 居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）サービスの内容は、主治医等がその必要性を認めた場合に、当事業所の医師がそのお宅を訪問して、療養上の指導等を行うことにより生活の質の確保及び向上を図るものである。

【利用料等】

第7条 サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

2 居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該介護療養施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払を受けるとする。

3 第10条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

(1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道5km未満 300円

(2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道5km～10km 500円

(3) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10km以上、5kmまで毎に500円加算。

4 費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得、請求書を交付する。

5 利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料（個別費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

6 法定代理受領サービスに該当しない居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）サービスにかかわる利用料の支払を受けた場合は、提供した居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書（領収書）を利用者に対して交付する。

【緊急時・事故発生等における対応方法】

第8条 従業者は、居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じ、管理者に報告する。

主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）サービスの提供により事故が

発生した場合は、京都市その他市町村、利用者の家族及び利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 利用者に対する居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

【苦情処理】

第9条 事業の提供に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な処置を講ずるものとする。

- 2 本事業所は、提供した居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）サービスの内容に関し、介護保険法第23条の規定により、市町村が行う質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）サービスに係わる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

【通常の事業の実施地域】

第10条 通常の事業の実施地域は、当事業所から3.5km以内の京都市右京区、西京区、中京区、下京区とする。その他の地域は、相談に応じることとする。

（概ね、北方面：一条通まで、西方面：物集女街道まで、南方面：八条通まで）

【個人情報の保護】

第11条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切に取り扱うものとする。

- 2 事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

【その他運営に関する留意事項】

第12条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修、採用後1ヶ月以内

（2）継続研修、年1回以上

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

- 4 事業所は、サービスに関する記録を整備し、サービス完結の日から5年間保存するものとする。
- 5 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団京健会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

【高齢者虐待防止について】

第13条 事業者は、ご利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うと共に、従業員に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

【ハラスメント対策について】

第14条 サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合は サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。

【身体拘束等の原則禁止について】

第15条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

【衛生管理等について】

第16条 職員等の衛生状態の保持および健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備および備品等の衛生的な管理に努めます。感染症の発生や蔓延予防のために、措置を行います。

【事業継続計画の策定について】

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための事業継続計画を策定し、必要な措置を講じるものとします。また、必要な訓練を定期的実施するものとします。

付則

この規程は、2020年 8月 1日から施行する。

この規則は 2021年 4月 1日から施行する

西京病院からさいきょうクリニックへ名称変更

この規程は 2024年 6月 1日から施行する。